



4月からワクチン接種が変わります

## 「子宮頸がん予防ワクチン」 「ヒブワクチン」 「小児用肺炎球菌ワクチン」が 定期接種になります！

結核（BCGワクチン）の定期接種対象者が変更になります

### ◆対象者

生後6か月に至るまでの間にあるお子さん

平成 25 年 4 月 1 日から

生後1歳に至るまでの間にあるお子さん  
標準的接種期間：生後5か月に達した時から生後8か月に達するまでの期間

今まで子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金補助事業として、町で公費助成をしていた「子宮頸がん予防ワクチン」、「ヒブワクチン」、「小児用肺炎球菌ワクチン」の3つのワクチンが、平成25年4月からは予防接種法に基づく定期接種となります。

既に接種を開始しているお子さんは、接種間隔に気をつけて、残りの回数を定期接種として接種してください。その際、接種券は不要となります。

予診票は、比企医師会管内医療機関の窓口には備え付けてありますが、それ以外の県内医療機関で接種を希望する方は、町保健センターに取りに来てください。

管内医療機関及びそれ以外の医療機関のいずれも接種費用は無料です。

問合せ：町保健センター ☎ 296-2530

### ●子宮頸がん予防ワクチン

対象年齢	種類	接種開始時期等	回数	接種間隔	標準的な接種
小学6年生から 高校1年生	2価ワクチン サーバリクス	必ず同じワクチンを 3回続けて接種しな ければならない	3回	2回目：1回目から1～2か月半	※中学1年生で接種 2回目：1回目から1か月 (ガーダシルは2か月) 3回目：1回目から6か月
	4価ワクチン ガーダシル			3回目：1回目から5か月～1年	
				2回目：1回目から少なくとも1か月以上 3回目：2回目から少なくとも3か月以上	

### ●ヒブワクチン

### ●小児用肺炎球菌ワクチン

対象年齢	種類	接種開始時期等	回数	接種間隔	標準的な接種
生後2か月から 5歳に至るまで	〔ヒブワクチン〕 乾燥ヘモフィルスb型ワクチン	生後2か月から7か 月に至るまでの間に 開始	初回3回 追加1回	初回：27日（医師が認める場 合は20日）～56日 追加：初回終了後7～13か月	初回接種開始は、生後2 か月～生後7か月に至る まで
		生後7か月～1歳に 至るまでの間に開始	初回2回 追加1回		
		1歳～5歳に至るま での間に開始	1回		
	〔小児用肺炎 球菌ワクチン〕 沈降7価肺炎 球菌結合型ワ クチン	生後2か月～7か 月に至るまでの間に開 始	初回3回 追加1回	初回：27日以上 追加：初回の3回目～60日以上	初回接種開始は、生後2 か月～生後7か月に至る まで。追加接種は1歳～ 1歳3か月に至るまで
		生後7か月～1歳に 至るまでの間に開始	初回2回 追加1回	初回：27日以上 追加：生後12か月以降に初回 の2回目から60日以上	
		1歳～2歳に至るま での間に開始	2回	60日以上	
2歳～5歳に至るま での間に開始	1回				

## 耐震診断・改修工事費用の一部を補助します

町では、木造住宅の耐震性の向上を図り、安全で暮らしやすいまちづくりを推進するため、木造住宅の「耐震診断」と「耐震改修工事」の費用の一部を補助しています。なお、予算額に達した場合、終了となります。



### ◆耐震診断補助

- 対象住宅** 町内に所在する地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた一戸建の専用住宅、又は店舗併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されること）  
※補助対象建築物の所有者及び補助金の交付申請者に町税の滞納がないこと。
- 補助金額** 財団法人建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断、又は精密診断を建築士の資格を有する者が行う耐震診断に要した費用の2分の1以内の額で限度額5万円 ※交付決定を受ける前に耐震診断を実施した場合、補助の対象外となります。

### ◆耐震改修工事補助

- 対象者** 補助対象住宅に居住している方で、補助対象建築物の所有者又はその方の2親等以内の方  
※補助対象建築物の所有者及び補助金の交付申請者に町税の滞納がないこと。
- 対象住宅** 次の①②のいずれにも該当すること
  - ①町内に所在する地上2階建以下の在来軸組工法による木造建築物で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた一戸建の専用住宅又は店舗併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されること）
  - ②耐震診断の結果が耐震評点1.0未満の建築物
- 対象費用** 町内に事務所等を有する法人、又は住所を有する個人事業主が施工する20万円以上の工事費用
- 補助金額** 耐震改修工事に要した費用の23%に相当する額で20万円を限度に補助  
※交付決定を受ける前に耐震改修工事を実施した場合、補助の対象外となります。

問合せ 役場まちづくり推進課 ☎296-5893

環境にやさしい自然エネルギーの普及促進と地球環境への負荷の軽減を

## 太陽光発電システムの設置費用の一部を補助します



- 対象** 次の①～⑥のすべてに該当する方
  - ①自ら居住する町内の住宅の屋根等（併用住宅の場合は、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上であること）に発電システムを設置する方及び自ら居住するために町内に発電システムが設置されている住宅を購入される方
  - ②電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を結ぶ方
  - ③設置する太陽電池モジュールの最大出力の合計値が2kw以上の方
  - ④発電システムの機材等はすべて未使用品にて設置される方
  - ⑤市町村民税を滞納していない方
  - ⑥町の住民基本台帳に登録されている方
- 補助金** 太陽光発電システム1kw当たり2万円（上限3.5kw、7万円）
- 受付期間** 4月1日(月)～平成26年2月28日(金)  
※受付期間内であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を終了することがあります。
- 申請方法** 交付申請書に必要書類を添付し、役場生活環境課（庁舎2階）へ提出してください（郵送不可）。補助金の交付が決定後、太陽光発電システムの設置工事に着手することが補助要件となります。  
※既に設置工事に着手された方は対象外です。
- 問合せ** 役場生活環境課 ☎296-5894

## 4月から重度心身障害者医療費の窓口払いが不要になります

身体障害者手帳等を所持している方などを対象に医療費の助成を行っている重度心身障害者医療費の窓口払いが、平成25年4月診療分から、町内の医療機関等を始め、東松山市及び比企管内の協定締結医療機関等（一部医療機関等は除く）で基本的に不要となります。

●協定締結医療機関等の利用にあたって

医療機関等で受診する際に、「重度心身障害者医療費受給者証」と「ご本人の名前が記載されている健康保険証」を提示してください。窓口払いが不要となるのは、平成25年4月診療分からです。ただし、保険診療以外の自己負担金は除きます。なお、受給者証を提示しな

かった場合や、実施していない医療機関等、自己負担分が同一医療機関で、1か月21000円を超える場合は、従来通り窓口で支払いをしていただき、後日、役場健康福祉課に医療費請求書を提出してください。

●問合せ 役場健康福祉課

電話 296-1241

FAX 296-3390

協定締結医療機関等には、その旨、窓口ポスターの掲示をお願いしています。

## 平成25年4月から難病等の方々障がい福祉サービス等の対象となります

平成25年4月1日から施行される障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病等の方々新たに加わり、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能となります。

利用できるサービスは、障がい福祉サービス、相談支援、補装具等。障がい児は、障害児通所支援、障害児入所支援などです。

サービスの利用を希望される方は、対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）をご持参の上、役場健康福祉課（☎296-1241）にご相談ください。

## 未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）の申請窓口が変ります

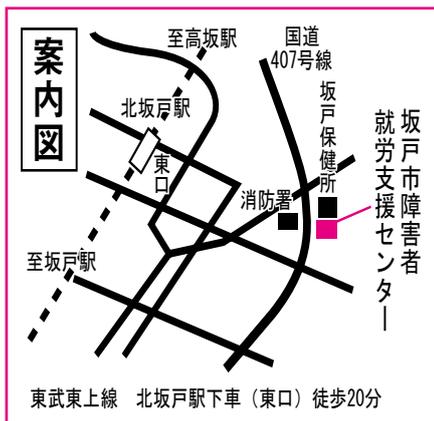
今まで、県坂戸保健所で行っていた未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）の申請窓口が、4月1日（月）から次の窓口へ変わります。

- 未熟児養育医療については、  
町保健センター ☎296-2530
- 自立支援医療（育成医療）については、  
役場健康福祉課 ☎296-1241

## 障がい者の個々の特性に応じた就労を支援

### 障害者就労支援センター・入間西障害者相談支援センター

町では、障がい者の就労に関する相談や就労に向けた支援を、坂戸市障害者就労支援センターで行っています。就労支援センターでは、障がい者を雇用している、雇用したい企業、事業所などからの相談もお受けしています。相談は無料です。また、同施設には入間西障害者相談支援センターがあり、経済面・人間関係・仕事、病気等の悩み事や不安などの相談をお受けしています。秘密は厳守します。一人で悩まずにご相談ください。



●所在地 坂戸市石井2327-6 坂戸市福祉センター内（2F）

▶障害者就労支援センター 電話・FAX 283-6161

相談日 月～金曜日 午前9時～午後5時

※祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く

▶入間西障害者相談支援センター

相談日 月～土曜日 午前9時～午後5時45分まで

※祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く

■知的・身体・精神障がい者の方の相談

（光の家療育センターが対応）電話・FAX 283-4700

■精神障がい者の方に関する相談

（地域活動支援センターのぞみが対応）

電話・FAX 283-4755 携帯電話090-4677-2018

20歳になったら必ず国民年金  
忘れずに手続きをしましょう

## 平成25年度 学生納付特例制度の 申請受付の時期です

学生の皆さんも20歳になったら必ず国民年金に加入し、保険料を納めることが必要です。ただし、経済的理由などから納付困難な学生さんには在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」がありますので申請を毎年度忘れずに行ってください。

前年度に学生納付特例が承認されて、今年度も引き続き同一の学校に在学期間がある方には日本年金機構から、あらかじめ必要な事項を記載した申請書（はがき形式）が送付されますので、申請書を直接郵送していただくことで申請が済みます。ただし、初めて学生納付特例を申請する方、在学する学校等が変わった方については、はがき形式の申請書では申請を行えませんので、窓口で申請が必要になります。

●**対象者** 大学（大学院）、短大、高等学校、専修学校及び各種学校等に在学する20歳以上の学生が対象です。ただし、学生本人の24年中所得が118万円超のときは、この特例の対象とされません。（学生に扶養家族がいる場合は、限度額が引き上げられます。）

●**必要なもの**

- ①年金手帳
- ②学生証または在学証明書（平成25年4月1日以降の有効期限または発行日のもの、有効期限等記載部分も含めてコピーしてあれば写しでも可）※はがき形式の申請書の方は学生証等の添付は不要です。
- ③認印（家族の方が代理で申請する場合）

- 「学生納付特例」を受けたい方は毎年度必要です。忘れずに申請をしてください。
- 申請の審査結果は日本年金機構から郵送でお知らせします。申請時期によっては、国民年金保険料の納付案内書が行き違いで届くことがありますので、ご了承ください。

問合せ：役場町民課保険年金担当☎296-5891  
日本年金機構 川越年金事務所 ☎242-2657

## 医療機関の 適正受診に ご協力ください

役場町民課保険年金担当  
☎296-5891

**かかりつけ医をもちましよう**  
病歴や健康状態などを把握して健康管理全般のアドバイスをしてくれる『かかりつけ医』をもちましよう。  
同じ病気で複数の医療機関を紹介なく受診する重複受診は、その都度初診料ばかり医療費が増加するだけ

**健康診断を受けましよう**  
医療費の節約方法で最も効果的なのは病気を予防することです。早期発見のためには毎年定期的に健康診断を受けるようにましよう。  
町から送付される医療費通知書には、診療した月や医療機関等の名称等が記載されています。記載内容をご確認いただき、ご自身の健康管理にお役立てください。

でなく、何度も検査や処置・投薬などを受けることにより体に負担がかかる可能性もあります。まずは、かかりつけ医に相談し、必要な場合はかかりつけ医から適切な医療機関の紹介を受けてください。  
**早期発見、早期治療のため健康診断を受けましよう**

## 土曜日に住民票、印鑑証明書の 交付を受けることができます

事前に予約していただくことにより、土曜日に住民票・印鑑証明書の交付を受けることができます。

◇**役場または町立図書館で土曜日交付する証明書**

- 住民票
- 印鑑登録証明書

◇**申込方法** 受け取り予定日の直前（金曜日、ただし、金曜日が休日の場合はその前日）の午前8時30分～正午の間に、電話で役場町民課に予約してください。

申し込みできる方は、住民票が本人または住民票上同一世帯に属する方、印鑑証明書は、本人以外でもできますが、印鑑登録番号、印鑑登録者の住所・氏名・生年月日をお尋ねしますので、印鑑登録証（カード）をお手元にご用意ください。

◇**受け取り方法** 予約した日の次の土曜日に受け取れます。

交付を受けられる方	住民票	本人または予約者
	印鑑登録証明書	
受取場所・時間	役場日直室	午前8時30分～午後4時
	町立図書館	午前9時30分～午後4時

※町立図書館は、休館日を除きます。

◇**受け取りの際のご注意**

- ・受け取りの際は、請求書と受領書を記載していただきます。
- ・お名前を確認できるもの（免許証、パスポート等）をご持参ください。
- ・印鑑登録証明書を受け取る場合は、印鑑登録証（カード）をご持参ください。

問合せ：役場町民課 町民サービス担当☎296-5891



## 守ろう！自転車安全利用5則

### 1. 車道が原則、歩道は例外

※道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされているときなどは歩道を通行することができます。

### 2. 車道は左側を通行

### 3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

### 4. 安全ルールを守る

- 飲酒運転の禁止
- 二人乗りの禁止
- 並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 信号遵守
- 交差点での一時停止・安全確認

### 5. 子どもはヘルメットを着用

(平成19年7月10日交通対策本部決定より)

# 交通ルールを守って 安全に自転車に乗りましょう

自転車は、子どもから大人まで幅広い年齢の方が手軽に利用でき、環境にも優しい乗り物です。しかし、乗り方を一つ間違えれば大変危険な乗り物になってしまいます。近年、歩行者との接触など自転車による事故が多発しています。自分のためにもみんなのためにも、一人ひとりがルールやマナーを守って安全に自転車を利用しましょう。

## 自転車側が「加害者」になる ケースが増加しています

環境問題への関心の高まりや健康ブームなどで、近年、自転車を利用する方が増えています。しかし、その一方で自転車と歩行者、自転車と自

転車など、自転車側が加害者となる事故が全国的に増加しています。自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものを取り上げているのが「自転車安全利用5則」ですが、道路交通法で軽車両

と位置付けられています。もしも加害者となってしまう場合、刑事上の責任だけでなく、多額の賠償金を請求されるなど、民事上も大きな責任を負うこととなります。万が一の事故に備えて、損害賠償責任保険などに加入しておくようにしましょう。

## 自転車乗車中の死者の 5割以上が65歳以上

埼玉県警察の統計によると、平成23年の自転車の交通事故による死傷者は44人で全国ワースト1位。自転車乗車中の死者の5割以上を占めるのが「65歳以上の高齢者」でした。原因別で見ると、一番多いのが「わき見運転等」。時間別では、「正午から午後2時の間」が約2割と一番多

く発生しています。

また、負傷者の原因別でも、死者と同じように一番多いのが「わき見運転等」でした。時間別では通勤通学等の時間帯と重なる「午前8時から10時の間」が約2割と、一番多く発生しています。

## 自転車事故死者・負傷者の 約9割がルール違反

死者、負傷者とも約9割の方が「わき見運転等」や「交差点安全進行義務違反」など、何らかの違反がありました。信号機のない交差点での自

動車との出会い頭事故、信号機のある交差点での自動車との右折・左折時の事故が多くを占めています。

信号を守る、一時停止をすなど、交通ルールは、歩行者、自転車、自動車など道路を利用する人すべてが、安全に道路を通行し、交通事故を未然に防ぐためのものです。「止まれ」の標識のあるところや交差点、道路を横断するときは、一時停止をし、十分に安全を確認しましょう。自転車を安全で快適に利用するために、交通ルールとマナーを守りましょう。

## 交通災害共済に加入しましょう

交通災害共済は、皆さんが会費を出し合い、交通事故によって死亡やケガをしたときに見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

- ◆ **共済期間**：平成26年3月31日まで（加入者が他市町村へ転出した場合でも共済期間内は有効です）
- ◆ **共済会費**：一般＝900円、中学生以下＝500円（途中で加入する場合も同額です）
- ◆ **対象となる交通事故**：日本国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等による衝突、接触、転落、転覆などの事故、又は歩いてこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故など。
- ◆ **見舞金**：死亡＝120万円、傷害1（交通事故証明書が得られる場合）＝入院1日につき2,000円など。
- ◆ **申込場所**：役場生活環境課（庁舎2階）、役場東出張所、鳩山郵便局、鳩山鳩ヶ丘郵便局
- ◆ **問合せ**：役場生活環境課 ☎296-5894



# はとやま 雑 感

町長 小峰孝雄

## 【今月のテーマ】平井 富美さん逝く

先月、鳩山町の最高年齢者であった平井富美さんがご逝去されました。103歳でした。平井さんとはじめてお会いしたのは、100歳の平成21年5月25日の誕生日にお祝いにお伺いした時です。耳がやや遠いほかは、至ってお元気でした。



その時拝見した書道や絵画の作品群には大変驚きました。書道を本格的にはじめたのは、70歳を過ぎてから、絵を描き始めたのは80歳を過ぎてから、「鳩画会」に通い始めたのは、90歳近くからというから、なおさらです。

旅先に描きたい風景があると、手持ちの用紙にサッと鉛筆で簡単なスケッチをし、自宅に戻り風景を思い出しながら油絵や水彩画を描いていたとのこと。鳴門海峡の渦潮や飛行機の窓から見た風景などがそうした作品だそうです。

その場で思わず、「個展を開きませんか」と持ちかけてしまいました。突然の申し出に、ご本人とご家族の方も戸惑ったことでしょうが、幸い多世代活動交流センター2階の美術展示室が利用できたこともあり、その後トントン拍子で進みました。



鳩山町教育委員会主催で、「平井富美100歳記念作品展」が、平成21年10月1日から31日まで開催されました。

展示された作品は、絵画22点、書画15点など計40点でした。新聞報道されたこともありたくさんの方々にご来場いただき、1か月で1,476人が来場されました。



そのとき展示された作品のうち、80歳代後半に制作した「鯉の図」を町に寄贈していただき、現在、町長室に飾ってあります。

改めて、平井富美さんのご冥福をお祈りいたします。



トラブル情報

くらしの 110 番



消費者被害の未然・拡大防止を効果的に呼びかけるため、埼玉県消費生活支援センターから配信されている事例をご紹介します。

## 30年前に買った土地を 買いたい人がいると連絡が…

—原野商法の二次被害に注意—

### 【事例】40歳代女性

知らない業者から突然電話があり、「海外の人がお宅の所有されている土地を欲しがっています。売却しませんか。まずは現地調査をしましょう」と勧誘された。確かに30年前に北海道の土地を購入し、そのままになっている。後日、業者が説明に来て土地の調査委託契約を申し込み、30万円を支払ったが信用できるか。

1980年代に、山奥の原野などほとんど価値のない土地を「将来値上がりする」「リゾート開発の予定がある」と虚偽の説明を行って言葉巧みに売りつける「原野商法」の被害が相次ぎました。北海道など遠方の土地が多いため、現地確認をせずに業者の説明を信じて購入したものと思われま。

最近、この原野商法で土地を購入した人に対し、買い手が見つかったとして「除草」「土地区画の測量、整地」「売却物件として広告を出すため」など、さまざまな名目で料金を支払わせたという二次被害が多くなっています。背景には、日本の水源地や山林を外国人が買い求めているという報道による購入者の期待感や、長年懸案になっていた土地を処分したいという思いがあると考えられます。

こんなときは  
どうしたら  
いいの？

①原野は、本来なかなか買い手が見つからず、転売が難しいものです。それにもかかわらず、「欲しい人がいる」などと勧誘するのは、測量費用や調査費用などの名目で料金を請求することが目的と考えられます。

②このような勧誘があった場合、すぐに契約せず、周囲に相談したり、現地の自治体に課税評価額を確認するなど土地の状況を調べて、慎重に判断しましょう。

③訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書面を受領した日から8日を経過するまでの期間であればクーリング・オフができます。分からないことや困ったことがありましたら最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

問合せ：役場産業振興課 ☎296-5895